

“稼げるの?”から始める ルールメイキング

——官民共創の時代に、弁護士ができること

岩間 郁乃 Iwama Ayano (66期)

はじめまして。66期の岩間郁乃（いわまあやの）と申します。このたび『NIBEN Frontier』に記事を寄稿させていただく機会を賜り、大変光栄です。本稿では、皆様に、「ルールは与えられるもの」から「自ら創るもの」へと変化した現代において、弁護士としてクライアントや社会の未来を形作る主体的な関与の可能性への気づきをお伝えできれば幸いです。

私は、経済産業省の規制改革担当部署に出向経験があり、現在は法律事務所において、公共政策・ルールメイキングに積極的に取り組んでいます。今回、ルールメイキングに関する連載の第1回を担当させていただきます。

1. 公共政策・ルールメイキングに対する疑問

皆様は、公共政策・ルールメイキングと聞いて、どんな感想をお持ちでしょうか？「私も興味ある！」という方もいらっしゃれば、「それって何？」、もっとありていに言ってしまうと「それって、弁護士業務なの？」「稼げるの？」と思っていらっしゃる方もいるかと思います。

2. 官僚主導から民間主導へ —情報の非対称性の変化

まずは、そんな疑問にお答えしていかなければと思います。

城山三郎著『官僚たちの夏』。皆様は読んだことはおありでしょうか。高度成長時代の日本の経済成長を支えた官僚たちを描いた作品です。学生時代、官僚を志していた私は大変興味深く、面白く拝読しました。

この小説に描かれた時代に典型的なように、日本の政策づくりは、我が国最大のシンクタンクである霞が関の官僚機構が担うことが当たり前という時代が長く続きました。そして、民間が、政策作りに（少なくとも表立って）関与することは一般的ではありませんでした。

その理由をなぜかと考えたときに、私の中での仮説は次のとおりです（もちろん個人の時代観であり、いろいろと異論・反論あるところかと思いますが、ご容赦ください）。

この時代の成長とは、欧米へのキャッチアップという形を取っていました。そして、今のようにインターネットもなく、情報源も限られていた当時、欧米へのキャッチアップの実現方法は、優秀な官僚たちに集中的に欧米の情報を吸収させ、その政策を日本で実現させていくことでした。そのため、成長するための情報は基本的に官僚機構に存在し、民間はそれに従うという“官高民低”的情報の非対称性があったと考えています。

しかし、翻って、現代を考えてみると、インターネットによる情報革命とともに、官僚機構が独占してきた情報は、広く一般に普及し、かつ、成長の要は民間によるイノベーションという時代に変化してきています。そうすると、“官高民低”であった情報の非対称性はひっくり返って、むしろ民間の方が情報を持ち、官僚機構がそれを求めているという逆の情報の非対称性が発生しました。例えば、政府と民間の業界団体や企業が協力して行う規制の形態である共同規制を取り入れているDPF透明化法（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律）には顕著にその考え方方が表れていると言えるでしょう。



3.官民「共創」と「競争」の時代に 求められる弁護士の役割

その際の民間の立ち位置として、共同規制を受けて、単に政府が求める受動的な情報提供をするだけでいいのでしょうか。私はそうは考えません。狭義には、自社のためかもしれません、広義には、政府の政策の質を上げて、日本全体の競争力を増すために、民間からも能動的な情報提供を行い、民間が政策形成過程に積極的に関与していくことが必要だと考えています。

政策形成をともに創り合い、そして切磋琢磨するという、官民の政策の「共創」と「競争」を促してこそ、日本の未来は明るくなると信じています。

官民の政策共創（競争）が求められる現代において、法律の専門家たる弁護士は座視していくのでしょうか。政策も究極的には法律に規定されて実現していきます。弁護士には、ビジネスの現場を見て正しく言語化し、法律の用語に翻訳する、また、法律をビジネスの現場にあてはめたときに齟齬が生じないかを検討・確認する、いわば「ビジネスの現場と法律の橋渡し役」としての役割が求められています。

この役割には、単に既存の法令がビジネスに抵触するからダメだというだけではなく、ビジネスを実現することを可能とするルールメイキングのための確かなロジックと創意工夫も求められ、そこに弁護士としてルールメイキングに関与することの面白みもあるでしょう。

このように、ルールメイキングや公共政策は、弁護士の重要な役割の1つなのです。

4.ルールメイキングは「稼げる」のか？ —弁護士の新たな挑戦

もう1つ問い合わせがありました。「稼げるのか？」という問い合わせです。これは、現時点では明確な答えはありません。ただ、ルールメイキングに取り組むと自社にとってメリットがあるということを実績を伴ってクライアントにお伝えしていくことが重要だと考えています。また、日本企業にはルールに対して、受け身にとどまる姿勢があり、この点の意識改革に努めることも重要です。

この意味では、「新事業開発」を支援するため

のルールメイキングですが、ルールメイキングの取組み自体が「新事業開発」でもあります。

5.企業の挑戦を応援する規制対応3制度

—民間ルールメイキングは支援されている

さらに、政府自身も、規制が新事業の障壁となる可能性がある場合に、民間によるルールメイキングに手を差し伸べています。

その具体例として、グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度、新事業特例制度をご紹介させてください。端的に申し上げると、新事業について、グレーゾーン解消制度は「法律の解釈」をはっきりさせる制度、規制のサンドボックス制度は立法事実を集めるための「実証」をする制度、新事業特例制度は「規制の特例」を設ける制度です（以下「3制度」といいます）。

3制度は、政府が窓口を用意して、新事業が規制に抵触するか分からぬときや、実際に抵触してしまって事業を行えないときに、活用できる制度です。これらの3制度がなければ、いきなり規制を所管する省庁に行って、直接交渉をする必要がありますが、そこに補助階段を置いて、ステップを踏んで、企業が規制対応することを可能とするのが3制度となります。

詳細な制度の使い方は、経済産業省が公表している「規制対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイド」（規制改革ガイド）をご覧いただけ、又は、お気軽に私までお問合せいただければと思います。

最後に、政府も民間からの能動的なルールメイキングを拒んでいるわけでない、むしろ3制度や、ここでは触れられなかった他の規制改革制度を用意して、応援しているということをお伝えしたいと思います。

NF



出典：経済産業省ホームページ
(https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidoisushin/press/20241217.pdf)